

令和6年度介護報酬改定 『リハ職による訪問の減算』について

減算の概要

◆利用者一人に対する評価ではなく、前年度の事業所全体での看護職・リハ職の訪問回数が評価対象となっており、評価結果に伴う減算はすべての利用者に適応されます。

◆前年度の弊社の実績として、僅かながらリハ職の訪問が多くなっており、2024年6月以降は下記の通り減算となっております。



表1 訪問看護費（要介護）

①看護職・リハ職の訪問回数 (前年度の事業所全体での回数)	②緊急時訪問看護加算・特別管理加算・看護体制強化加算のいずれかを算定(過去6か月の事業所全体での加算算定実績)	
	算定あり	算定なし
看護職 ≥ リハ職	減算なし	8単位減算
看護職 < リハ職	8単位減算	8単位減算

表2 介護予防訪問看護費（要支援）

①看護職・リハ職の訪問回数 (前年度の事業所全体での回数)	②緊急時訪問看護加算・特別管理加算・看護体制強化加算のいずれかを算定(過去6か月の事業所全体での加算算定実績)	
	算定あり	算定なし
看護職 ≥ リハ職	12か月越えての訪問は5単位減算	8単位減算 ※
看護職 < リハ職	8単位減算 ※	8単位減算 ※

※12か月越えての訪問は、更に1回につき15単位減算

減算に伴う単位数の計算例



◆(例)要介護40分のリハビリ(表1 オレンジ枠)
→ 20分1回につき8単位減算

$$【294単位(20分) - 8単位】 \times 2 = 572単位$$

◆(例)要支援40分のリハビリ + 12か月超えでの訪問(表2 青枠)
→ 20分1回につき8単位減算 + 20分1回につき15単位減算

$$【284単位(20分) - 8単位 - 15単位】 \times 2 = 522単位$$

【要支援者の受け入れについて】

弊社としては、①要介護状態への悪化予防、②他者・地域・社会とのつながりや役割の確保を念頭に、今後も要支援のご利用者様の受け入れを継続してまいります。

看護師訪問の受け入れ可能枠（エリア:文京区・台東区全域、荒川区一部）

※8月から新たに看護師が入職し、安定的な受け入れが可能となっております。

	月	火	水	木	金	土	日
午前	○	○	◎	○	◎	特指示 可能	特指示 可能
午後	○	○	◎	△	◎		

文責： 所長・理学療法士 新田 剛也



〒113-0034
東京都文京区湯島4-6-12 湯島ハイタウンB1417号室
まるまる訪問看護ステーション湯島
TEL:03-4431-3226 FAX:03-6625-0289

